

## 今後の進め方について（案）

### 1 背景

令和4年2月15日に開催された本委員会において、「諮問事項9 全ての会議（代表質問・一般質問の1回目を除く）での「一問一答方式」の採用について」、「諮問事項10 常任委員会における報告事項の審査時間の確保について」及び「諮問事項11 常任委員会における報告事項の整理効率化について（文書質問制度の採用について）」の3件については、いずれも委員会運営に関わってくる部分があり、相互に関係することから、まとめて「協議」することを決定した。

### 2 各事項の概要

事 項	概 要
一問一答方式	<p>【メリット】 1つの質問に対し1つの回答をする方式のため、論点が分かりやすく、また、質問事項を深く掘り下げていくこともできることから、<b>審査の充実化に寄与</b>する。</p> <p>【デメリット】 本市議会では、委員会の質問時間に制限を設けていないことから、「一括質疑・一括答弁方式」に比べ時間がかかることが想定されるため、現状よりも<b>効率性に欠けるとともに、審査時間を圧迫</b>することとなる。</p>
審査時間の確保	<p>【メリット】 より丁寧により多くの質問等ができるようになることから、<b>審査の充実化に寄与</b>する。</p> <p>【デメリット】 単純に審査日数を増やすことは、<b>議事運営の効率化を損ねる懸念</b>があるとともに、特に定例会中の委員会においては<b>スケジュール的に困難</b>である。</p>
文書質問制度	<p>【メリット】 報告事項件数の整理につながることから、<b>審査時間の確保及び審査の充実化に寄与</b>する可能性がある。</p> <p>【デメリット】 県内での導入実績が少なく、<b>議事運営への効果検証が困難</b>である。また、<b>執行部への影響（負担）が未知数</b>である。</p>

### 3 具体的な進め方

- ・「全ての会議（代表質問・一般質問の1回目を除く）での「一問一答方式」の採用について」は、「本会議（議案関連質疑）における『一問一答方式』の導入」と「委員会における『一問一答方式』の導入」とに分けて検討を進める。
- ・委員会における「一問一答方式の採用」、「報告事項の審査時間の確保」及び「報告事項の整理効率化（文書質問制度の採用）」の3つの事項に取り組むが、上記「2 各事項の概要」に記載のあるとおり、それぞれメリット・デメリットがあることから、「**委員会審査の『充実化』について**」を最重要課題とし、「簡素な質疑答弁の徹底」や「報告事項における積極的な情報提供の活用」といった方法も含めて総合的に検討を進めることとする。

#### 【イメージ図】

